

令和 7 年 7 月 1 8 日

○規則

小田原市立幼保連携型認定こども園条例施行規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市立幼保連携型認定こども園条例施行規則

[制定理由]

小田原市立幼保連携型認定こども園条例の施行に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 定員（第3条関係）

小田原市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）の定員は、92人とする事とする。

2 休業日（第4条関係）

こども園の休業日を次のとおり定めることとし、市長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日において教育及び保育の提供を行うことができることとする。

(1) 1号認定子どもに係る休業日

- ア 日曜日及び土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ウ 学年始休業 4月1日から同月6日まで
- エ 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- オ 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- カ 学年末休業 3月26日から同月31日まで

(2) 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る休業日

- ア 日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ウ 12月29日から翌年1月3日まで

3 開園時間（第5条関係）

こども園の開園時間は、午前7時30分から午後7時まで（土曜日にあつては、午前7時30分から午後4時まで）とすることとし、市長が必要と認めるときは、開園時間を延長し、又は短縮することができることとする。

4 教育及び保育の提供を行う時間（第6条関係）

こども園は、次に掲げる時間の範囲内で教育及び保育の提供を行うこととし、市長が必要と認めるときは、当該時間を延長し、又は短縮することができることとする。

とする。

(1) 1号認定子ども 午前9時から午後2時まで

(2) 2号認定子ども又は3号認定子どもであって、保育標準時間認定を受けた者
午前7時30分から午後6時30分まで（土曜日にあつては、午前7時30分から午後4時まで）

(3) 2号認定子ども又は3号認定子どもであって、保育短時間認定を受けた者
午前8時30分から午後4時30分まで（土曜日にあつては、午前8時30分から午後4時まで）

5 教育及び保育並びに子育ての支援の内容（第7条関係）

こども園は、国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの発達に必要な教育及び保育並びに子育ての支援を総合的に実施することとするほか、子育ての支援として行う事業を次のとおり定めることとする。

(1) 時間延長型保育事業

(2) 一時預かり保育事業

(3) 預かり保育事業

(4) その他市長が必要と認める事業

6 入園等の手続（第8条及び様式第1号～様式第4号関係）

こども園の入園及び退園について、その手続、願書等の様式を定めることとする。

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市立幼保連携型認定こども園条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 8 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 4 号

小田原市立幼保連携型認定こども園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市立幼保連携型認定こども園条例（令和7年小田原市条例第23号）第6条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (2) 1号認定子ども 法第20条第1項の規定により法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた保護者の当該認定に係る教育・保育給付認定子ども（小田原市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）に入園する年度の初日の前日において満3歳以上である者に限る。）をいう。
- (3) 2号認定子ども 法第20条第1項の規定により法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた保護者の当該認定に係る教育・保育給付認定子どもをいう。
- (4) 3号認定子ども 法第20条第1項の規定により法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた保護者の当該認定に係る教育・保育給付認定子どもをいう。

(定員)

第3条 こども園の定員は、92人とする。

(休業日)

第4条 1号認定子どもに係るこども園の休業日（教育及び保育の提供を行わない日をいう。以下この条において同じ。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学年始休業 4月1日から同月6日まで
- (4) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業 3月26日から同月31日まで

2 2号認定子ども及び3号認定子どもに係るこども園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日において教育及び保育の提供を行うことができる。

(開園時間)

第5条 こども園の開園時間は、午前7時30分から午後7時まで（土曜日にあつては、午前7時30分から午後4時まで）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、開園時間を延長し、又は短縮することができる。

(教育及び保育の提供を行う時間)

第6条 こども園が教育及び保育の提供を行う時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該各号に定める時間を延長し、又は短縮することができる。

(1) 1号認定子ども 午前9時から午後2時まで

(2) 2号認定子ども又は3号認定子どもであつて、保育標準時間認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定をいう。）を受けた者 午前7時30分から午後6時30分まで（土曜日にあつては、午前7時30分から午後4時まで）

(3) 2号認定子ども又は3号認定子どもであつて、保育短時間認定（子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定をいう。）を受けた者 午前8時30分から午後4時30分まで（土曜日にあつては、午前8時30分から午後4時まで）

(教育及び保育並びに子育ての支援の内容)

第7条 こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、子どもの発達に必要な教育及び保育並びに子育ての支援を総合的に実施する。

2 こども園は、前項の規定による子育ての支援として、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 時間延長型保育事業（法第59条第2号に規定する「時間外保育」に係る事業をいう。）

(2) 一時預かり保育事業（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号に規定する「一般型一時預かり事業」をいう。）

(3) 預かり保育事業（児童福祉法施行規則第36条の35第2号に規定する「幼稚園型一時預かり事業」をいう。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
（入園等の手続）

第8条 1号認定子どもの保護者は、当該1号認定子どもをこども園に入園させようとするときはこども園1号認定入園願書（様式第1号）を、退園させようとするときはこども園1号認定退園届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、1号認定子どもの入園の選考結果について、こども園1号認定入園許可決定通知書（様式第3号）又はこども園1号認定入園不許可決定通知書（様式第4号）により、こども園1号認定入園願書を提出した者に通知しなければならない。

3 1号認定子どもの募集及び選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園等の手続については、小田原市子どものための教育・保育給付認定及び保育の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第18号）の定めるところによる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

こども園 1 号認定入園願書

年 月 日

小田原市長 様

保護者 住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号

次のとおり入園させることを希望します。

フリガナ 子どもの氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
保護者との続柄		入園希望日	年 月 日		
こども園名					

様式第2号（第8条関係）

こども園1号認定退園届出書

年 月 日

小田原市長 様

保護者 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

次のとおり退園させるので届け出ます。

フリガナ 子どもの氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
退園年月日	年 月 日				
こども園名		クラス名			
退園の理由					

様式第 3 号（第 8 条関係）

こども園 1 号認定入園許可決定通知書 番 号 年 月 日 様 小田原市長 印 申込みのありましたこども園への入園については、次のとおり許可します。		
認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
利用予定 の 施 設	名 称	
	所 在 地	
決 定 年 月 日		
利 用 期 間		
注意事項		

様式第4号（第8条関係）

こども園1号認定入園不許可決定通知書		
		番 号 年 月 日
様		
小田原市長		印
申込みのありましたこども園への入園については、次のとおり不許可とします。		
認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
希 望 施 設 名 称		
希 望 入 所 年 月 日		
保 留 理 由		
有 効 期 間		
注意事項		

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例が一部改正され、市長が市立認定こども園の利用者から保育料を徴収することとされること等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 8 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 5 号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成 2 7 年小田原市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

第 7 条中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

第 8 条第 2 項中「市立幼稚園」の次に「若しくは市立認定こども園」を加える。

第 9 条第 1 項中「第 7 条」を「第 8 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。